

浜松地域遺産認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市教育委員会（以下「委員会」という。）が実施する、「浜松地域遺産認定制度」について、必要な事項を定める。本制度は、地域に慣れ親しまれ、継承されてきた貴重な文化資源を、浜松地域遺産（以下「地域遺産」という。）として認定し、郷土の宝として顕彰することで、後世への継承を期待し、地域の個性ある創造に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 本制度による認定の対象は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）及び浜松市文化財保護条例（昭和52年浜松市条例第28号）（以下「法等」という。）の規定による指定、登録、選択、選定、認定（以下「指定等」という。）がされていないものであり、かつ、認定の対象が生まれてから50年を経過しているものとする。ただし、国又は地方公共団体により指定等文化財に準ずる取り扱いをされているものを除く。

2 認定する地域遺産の種別は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 有形文化財（建造物、絵画、彫刻、古文書、その他歴史資料などで、歴史的、芸術的、学術的価値を有するもの）
- (2) 無形文化財（伝統芸能、工芸技術などの優れた人の技で、芸術的、歴史的価値を有するもの）
- (3) 無形民俗文化財（民俗芸能、年中行事、祭礼、口承文芸などで、地域で長く受け継がれているもの）なお、これらを記録したものを「記憶遺産」とする。
- (4) 有形民俗文化財（無形民俗文化財に用いられる道具類、仕事道具、生活道具などで、市民の生活の推移の理解に役立つもの）、またはそれらが継承されている場所
- (5) 史跡、名勝、天然記念物（遺跡、古墳、庭園、寺社境内地、樹木、植物群生地などで、歴史的、芸術的、学術的価値を有するもの）、または伝承地
- (6) 伝統的建造物群（伝統的な建造物によって構成される町並みなどで、歴史的価値を有するもの）
- (7) 文化財保存技術（本市の文化財を維持保存するために必要と認められる技術）
- (8) 文化的景観（棚田、里山、古街道など人々の生活や地域風土に根ざした景観地で、地域の生活や生業の理解に役立つもの）
- (9) 伝統的生活文化（食文化、茶道、華道、和装、遊戯など、地域の生活の特色を表す文化で、地域で長く受け継がれているもの）
- (10) 近代化遺産（製鉄所などの工場設備や、鉄道など産業、交通、土木に係る建造物のうち、幕末以降、日本又は浜松市の近代化に貢献したと認められるもの）

(認定候補の抽出)

第3条 地域遺産の候補は、以下により推薦されたものとする。

(1) 市民団体等からの推薦によるもの

(2) 浜松市文化財保護審議会（浜松市文化財保護条例第43条に規定する浜松市文化財保護審議会をいう。以下同じ。）委員が推薦するもの

2 前項の規定による地域遺産の候補を推薦しようとするもの（以下「推薦者」という。）は、委員会に推薦書（第1号様式）を提出するものとする。

3 推薦者は、同意書（第2号様式）により所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所在地域を特定しない場合は、この限りでない。

(認定)

第4条 地域遺産の認定は、委員会が行う。

2 委員会は、地域遺産の認定にあたり、浜松市文化財保護審議会に意見を聞かなければならない。

(認定書の交付)

第5条 委員会は、地域遺産の所有者等に対して認定書（第3号様式）を交付する。

(管理)

第6条 地域遺産の管理は、所有者等が行うものとする。

2 前項の管理に必要な経費は、所有者等の負担とする。

3 所有者等は、地域遺産の管理、現状変更に際して、委員会に助言を求めることができる。

(管理責任者の選任)

第7条 地域遺産の所有者等は、自己に代わる当該地域遺産の管理責任者を選任することができる。

2 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者等は、当該管理責任者と連署のうえ、管理責任者選任届（第4号様式）により、速やかに委員会に届け出るものとする。管理責任者を変更、解任した場合も同様とする。

(地域遺産の顕彰)

第8条 市、所有者等及び推薦者は、地域遺産の調査研究、活用に努めるものとする。

(所有者等の変更)

第9条 地域遺産の所有者等又は推薦者は、認定された地域遺産の所在地、所有者等に変更が生じた場合は、所有者等変更届（第5号様式）により、速やかに委員会に届け出るものとする。

（滅失及び損傷）

第10条 地域遺産の全部若しくは一部が滅失、損傷し、又はこれを亡失したときは、所有者等は、滅失等届（第6号様式）により、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（現状変更）

第11条 地域遺産の現状を変更、又はその保存に影響を及ぼす行為をするときは、所有者等は、現状等変更届（第7号様式）により、その旨を教育委員会に届け出るものとする。

（認定の解除）

第12条 委員会は、次の場合、地域遺産の認定を解除する。

- （1）滅失、亡失、損傷等により地域遺産としての価値を失った場合
- （2）所有者等からの申し出があった場合
- （3）法等の規定による指定等がなされた場合
- （4）その他特別な事由があった場合

2 委員会は、前項により認定を解除した場合は、認定解除通知書（第8号様式）により、所有者等に通知するものとする。

（細則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月11日から施行する。

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。